平成２５年（フ）第４９号
長崎県佐世保市稲荷町30番31号、旧住所長崎県佐世保市須佐町８番28号
債務者　谷口　和秀
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
長崎県佐世保市稲荷町30番31号、旧住所長崎県佐世保市須佐町８番28号
債務者　谷口千恵子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
静岡市葵区野田平201番地
債務者　久堀　忠雄
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５３号
静岡市葵区野田平201番地
債務者　久堀瑠美子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９５１号
大阪府東大阪市加納７丁目25番２―405号
債務者　肱岡　和義
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０９３号
大阪市東成区東小橋２丁目５番15―506号
債務者　髙木　謙次
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２１３号
大阪府寝屋川市松屋町19番１―227号
債務者　近藤　和代
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２７８号
大阪府門真市朝日町11番11号　プレアール門真206号、前住所大阪府守口市金田町２丁目10番１号
債務者　玉根　　武
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３６８号
大阪市鶴見区放出東２丁目３番６号　パークサイドはなてん203号
債務者　大井　政志
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３８７号
大阪府箕面市桜ケ丘１丁目10番13号、前住所鳥取県西伯郡伯耆町大坂787番地４
債務者　田中　　譲
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３９０号
大阪市東淀川区南江口３丁目２番４―401号、前住所大阪市都島区毛馬町２丁目11番33―707号
債務者　吉川　信雄
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４７６号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目13番19号
債務者　和田　智子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７号
沖縄県うるま市字仲嶺402番地２　田場方
債務者　平良　英子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１５５８３号
東京都多摩市桜ケ丘１丁目59番地の12
破産者　有限会社松本英彦事務所
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５８４号
東京都世田谷区八幡山３丁目37―12―210
破産者　松本　佳子
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部